

地方分権推進委員会 中間報告（抜粋）

—分権型社会の創造—

平成8年3月29日
地方分権推進委員会

第5章 暮らしづくり部会関係

2 暮らしづくり分野における改革の方向

3 「改革の方向」の提示

1 福祉・保健の分野

4 福祉事務所・保健所

【改革の方向】

福祉事務所の所長及び職員の専任規定と、保健所長の医師資格規制とを廃止する、という方向で引き続き検討する。

【現状】

社会福祉事業法及び地域保健法は、福祉事務所と保健所をそれぞれ独立の機関として設置することを前提としている。

福祉事務所については、所長、指導監督所員や現業所員等を設置することとされ、指導監督所員、現業所員は、社会福祉主事であればならず、また、所長、指導監督所員、現業所員は規定された職務にのみ従事することとされているなど職員の設置、資格、配置について必置規制がなされている。

また、保健所については、その所長は医師でなければならないとされている。

【趣旨】

地域社会においては高齢者など住民の多様なニーズに的確に応えられるよう福祉と保健の施策を総合的に展開する必要があり、そのための効果的で効率的な組織編成や職員配置をできる限り柔軟に行うことが強く求められている。

保健所長については、本人自身に必ずしも高度な医学的知識が具備されていなければな

らないというものではなく、むしろ福祉などを含めた幅広い知識や管理能力・判断力が求められるものであり、医師以外にも適材を見出すことはできる。医師資格規制のため、他に適任者がいても所長とすることができず、一人の医師が複数の保健所長を兼務することになり、管理体制が不備になるなどの弊害も生じている。このため保健所長の医師資格規定を廃止する必要がある。なお、この場合でも、医師が保健所長になることを妨げないことは言うまでもない。

また、福祉事務所と保健所がそれぞれ独立の機関であることが前提とされ、福祉事務所について所長、指導監督所員、現業所員に専任規定がなされていることから、両施設を統合して機能の融合化を図ることができないでいる。

さらに、指導監督所員や現業所員について保健担当者との協働を進めうるように職員を効率よく配置することも困難であり、総合行政の展開が阻害されている。

【留意点】

保健行政水準の低下を招くことのないよう保健所への医師の必置は存続させる必要があるのではないか。

- a. 地域保健法の改正を受けて、現在、保健所の再編が進行中であるが、保健所における医師の役割や位置づけについては充分考慮されるべきではないか。
- b. 福祉事務所長の専任規定の廃止にかかる法改正が準備されているが、これは望ましい方向である。
- c. 地方公共団体がその実情に応じた保健福祉施策の調査・企画・実施体制をつくっていくことができるよう、福祉事務所及び保健所の設置並びにこれらの機関にかかる職員に関する必置規制そのものの見直しを行う必要があるのではないか。

(以下 略)